

いわての学び希望基金被災地児童生徒文化活動支援事業費補助、
いわての学び希望基金文化連盟負担金等補助の事務取扱について

I 補助対象児童生徒（以下「対象者」）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により以下の被害を受けた児童生徒で、補助対象に該当すると学校長が認めた児童生徒。

区 分	具体例	確認方法等
住居の全壊・半壊等の被害	津波による被害を受けた	浸水区域、申請書に罹災証明書が発行された事が記載になっている
	地震による被害を受けた	申請書に罹災証明書が発行された事が記載になっている
	地震、津波による火災被害を受けた	同上
	地震、津波の被害により内陸部の学校へ転校した	前住所、申請書に罹災証明書が発行された事が記載になっている
	下宿等をしている生徒のうち実家が津波・地震の被害を受けた	住所、申請書に罹災証明書が発行された事が記載になっている
保護者の死亡、行方不明、長期入院、勤務先（自営業者にあつては、その業を営む場所）の被災その他これらに類する事由	保護者の死亡、行方不明	申請書、奨学金給付事業の受給の有無
	保護者が長期入院等し生計維持が困難だった	申請書に病名・障害等、仕事の状況等具体的に記載
	勤務先が被害を受け生計維持が困難だった	申請書に発災前と後の状況等を具体的に記載
	避難区域等の指定により避難した	申請書に前住所と避難後の状況を具体的に記載

II 補助対象経費

1 いわての学び希望基金被災地児童生徒文化活動支援事業費補助（以下「活動支援補助」）

対象者に係る下記対象経費を補助する。

実施主体	補助対象文化活動【経費】	補助額
一般社団法人 岩手県芸術文化協会	下記大会（県大会、東北大会を含む）【交通費、宿泊費】 ただし、高校生は除く。 ・全日本吹奏楽コンクール ・全日本アンサンブルコンテスト ・NHK全国学校音楽コンクール ・全日本合唱コンクール ・こども音楽コンクール	【全国大会】 交通費：鉄道運賃※1 宿泊費：1泊単価8,000円上限※2 大会参加初日から出演終了日までの宿泊費
		【東北大会】 交通費：鉄道運賃※1 宿泊費：1泊8,000円上限 大会参加初日の1日前から大会最終日前日までを上限※3
		【県大会】 交通費：実費額※4 宿泊費：1泊単価6,600円※5 大会参加初日の1日前から補助の対象とし2泊分までを上限※6

実施主体	補助対象文化活動【経費】	補助額
岩手県中学校文化連盟	県中学校総合文化祭【交通費】	交通費：実費額※4
岩手県高等学校文化連盟	県高等学校総合文化祭【交通費、宿泊費】	交通費：実績額※4 宿泊費：1泊単価6,600円※5
	高校生セミナーサポート事業【交通費、宿泊費】	大会参加初日の1日前から補助の対象とし2泊分までを上限※6

- ※1 学校所在地から大会開催地までの往復交通費とする。
 ア 鉄道運賃、営業キロ片道 101 km以上については学生割引運賃とする。
 イ 鉄道運賃、営業キロ片道 100 km以上は、指定席特急料金を支給することができる。
- ※2 1泊8,000円を上限として下回った場合は、実費額とする。
- ※3 出演終了日までとし、大会最終日は除く。
- ※4 JR料金、貸切バス料金等に要する経費とする。なお、貸切バス料金で端数が発生した場合は、切上げた額とする。(例：3,333.4円の場合→3,334円)
- ※5 岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合料金。下回った場合は、実費額とする。
- ※6 大会(事業)最終日は含まない。

2 いわたの学び希望基金文化連盟負担金等補助(以下「負担金等補助」)

対象者に係る下記対象経費を免除する。

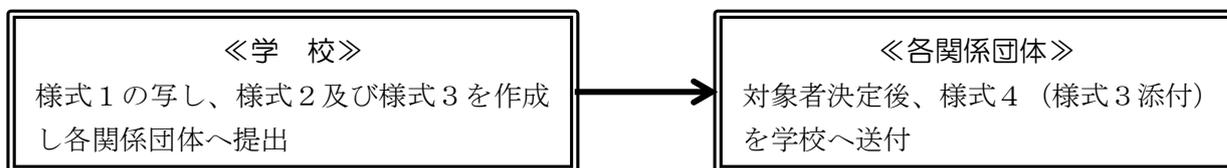
対象経費	中学校	高校
岩手県中学校文化連盟負担金	200円	—
岩手県高等学校文化連盟入会金	—	全日制600円、定時制・通信制、特別支援学校300円
岩手県高等学校文化連盟会費	—	全日制800円、定時制・通信制、特別支援学校300円

III 事務処理方法

1 対象者決定に係る処理(活動支援補助及び負担金等共通)

(1) 新規対象者の処理

保護者から申請(様式1)があった場合、学校長は下記により各関係団体※へ関係書類を提出する。



※各関係団体とは

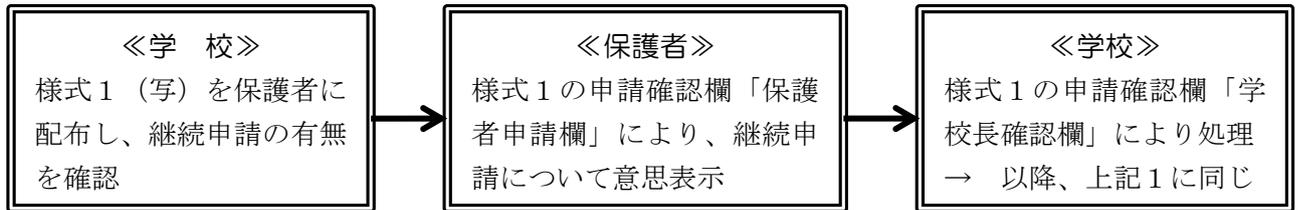
- ・小学校 → 一般財団法人岩手県芸術文化協会(以下「芸文協」)
- ・中学校 → 岩手県中学校文化連盟(以下「中文連」)及び芸文協
- ・高等学校 → 岩手県高等学校文化連盟(以下「高文連」)

<保護者から学校長への委任>

保護者に代わり、学校長が補助金を受け取り、代金を支払うことから、申請と併せて学校長への委任を行う。

(2) 継続対象者の処理（決定済み対象者に係る翌年度以降の処理）

ア 対象者として既に決定となっている児童生徒については、様式1の作成を省略し、下記により継続申請の有無を確認し、その後は上記（1）と同様の処理をする。



イ 様式3の取扱い

申請・認定番号欄には、「28〇〇〇第〇号」のように、認定時の年号・省略した学校名・当該年度の申請番号を記載する。また、認定番号は、申請番号を使用するため、同一学校に所属している間、同じ番号を使用する。

2 活動支援補助に係る処理

(1) 申請に係る処理

対象者が補助対象となる文化活動に参加する場合、学校長は下記により各関係団体へ関係書類を提出する。（原則、概算払とする。）



<申請に係る留意事項>

補助金の受取・支払委任を学校長が受けて処理するため請求書、領収書の宛名は学校長名とすること。

<各学校の補助金受取口座に係る留意事項>

- 1 各学校の補助金受取口座は、学校長名義の口座とし、各関係団体からの補助金受取専用口座とすること。
また、年度末は通帳残高が0円になるよう処理すること。
- 2 現在、申請時に学校長名義の専用口座が無く新規に開設する場合は、決済用預金口座を開設すること。
- 3 学校長名義の専用口座はあるが、決済用預金口座ではない口座を利用する場合は、利息が発生しないよう補助金受取後速やかに支払うこと。

(2) 精算手続きに係る処理

概算払いにより支払われた場合は、後日、様式第7号、様式第8号及び領収書の写し等を関係団体に提出する。